

同一労働同一賃金の最高裁5判決を 水町教授が読み解く緊急セミナー(リアル・WEB)

—適正な人事・労務管理のために—

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを定めたパート・有期労働法は、大企業には既に適用され、中小企業にも令和3年4月に適用されます。

一方、不合理な待遇差の代表的事件として、いわゆる「同一労働同一賃金」を巡って争われてきた5事件〔「メトロコマース」「大阪医科薬科大学」「日本郵便(東京)」「日本郵便(大阪)」「日本郵便(佐賀)」※事件の概要等は裏面〕の最高裁の判決が、来る10月13日、15日に言い渡される運びとなりました。

そこで、当連合会では、これら判決の内容・考え方を「いち早く」「正しく」「分かり易く」をキーワードに、我が国の同一労働同一賃金の第一人者である水町勇一郎東京大学教授に解説していただく緊急セミナーをリアル方式とWeb方式により開催します。



この機会に、人事・労務管理上の重要な指針となるであろう当該判決内容を正しくご理解いただき、適正な労務管理に万全を期していただければ幸いです。経営者や人事・労務担当者などの実務家はもとより、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士などの労働関係の専門家、労働関係行政に携わる公務員・行政関係者、労働法学者・研究者・ゼミ学生はもとより、当の有期雇用労働者、有期雇用労働者を組織する労働組合などの皆さんにも聴講・視聴をお勧めします。

【リアルセミナー】

日時：10月21日(水)10:00~12:00
場所：一橋講堂(東京都千代田区一ツ橋 2-1-2)
講師：水町勇一郎教授(東京大学社会科学研究所)
定員：先着220名(コロナ対策として
会場定員の半数以下で開催)

【Webセミナー】

■ライブ方式：リアルセミナーを同時配信。
※質疑応答部分も視聴可。質問不可。
■オンデマンド方式：リアルセミナーの録画を配信。
※視聴可能期間：10月23日(金)09:00
~同月28日(水)17:00

【受講料】 ■いずれも3,000円(税込み)。※リアルセミナーは、レジュメ・資料代を含みます。
Webセミナーのレジュメ・資料は、受講票に記載のアドレスから各自ダウンロードしてください。

【受講(視聴)申込み】 ■Webに限ります。

受付開始：10月5日(月)09:00

受付終了：支払方法によって異なります。下記日時までに
お支払いいただかないと受講・視聴できません。

コンビニ払い：10月13日(火)23:59

お申し込みはこちら

クレジット払い：10月18日(日)23:59

<https://mizumati-seminar-20201021.peatix.com>



主催：公益社団法人 **全国労働基準関係団体連合会**(略称:全基連)
東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル ☎03-5283-1030 FAX03-5283-1032

URL:<https://www.zenkiren.com/>

共催：公益社団法人東京労働基準協会連合会ほか山梨県労働基準協会連合会等